

犬山市と中部大学の相互友好協力協定書

犬山市と中部大学は、相互の発展のため、産業、文化、教育、学術の分野で協力するために協定を締結する。

- 1 両者は、次の事項について協力する。
 - (1) 産業振興に向けての産学官連携に関する件
 - (2) 市政交流の件
 - (3) 情報化・環境・生命健康に関する件
 - (4) 生涯学習に関する件
 - (5) 学生の課外活動、インターンシップ等に関する件
 - (6) 地域交流の件
 - (7) その他

協力の形式、協力による成果の利用条件等については、両者間で協議するものとする。

- 2 本協定に基づく連携にあたり、事前に相手方の同意を得たもの以外の情報を第三者に対して開示または漏洩してはならない。また、連携により知り得た個人情報については厳格にこれを保護するものとする。

- 3 この協定は、両者の代表が署名した日に発効し、1年間に限り有効とする。ただし、犬山市及び中部大学から異議の申し立てがない場合は、1年ごとに自動的に更新するものとする。

本協定は、2通作成され、いずれも正文である。

平成18年5月31日

犬山市長

石田秀三



平成18年5月31日

中部大学長

山下興

